

平成25年10月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成24年(ワ)第805号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成25年9月17日

判 決

原 告

訴訟代理人弁護士 玉木正明

訴訟復代理人弁護士 今朝丸 貴

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

被 告 アコム株式会社

代表者代表取締役 木下盛好

訴訟代理人弁護士 児島聖司

同 富満康史

主 文

- 1 被告は、原告に対し、370万2492円及びうち327万6801円に対する平成24年11月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、原告が、被告との間で、平成6年11月29日から平成24年10月23日までの間、継続的に金銭の借入れと返済を繰り返してきたところ、これを利息制限法所定の制限利率の範囲内で引き直して計算すると過払金が生

じており、さらに、被告は民法704条の悪意の受益者に当たるから、発生した過払金に民法所定の年5分の割合による利息を付して支払う義務があるとして、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、最終取引日である平成24年10月23日の時点における過払金元金327万6801円と最終取引日後である平成24年11月21日までの利息42万5691円の合計370万2492円及び上記過払金元金327万6801円に対する同月22日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求めている事案である。

2 前提となる事実

(1) 貸金業者

被告は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は「貸金業の規制等に関する法律」。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者（以下、単に「貸金業者」という。）である（当事者間に争いがない。）。

(2) 合意前の取引

原告は、平成6年11月29日から平成22年12月25日までの間、被告との間において、別紙計算書（別紙計算書は、訴状添付の別紙計算書1と同じ内容である。）の番号1から313までのとおり、「年月日」欄各記載の年月日に、「借入金額」欄及び「弁済額」欄各記載のとおり、利息制限法所定の制限利率を超過する約定利率で、金銭の借入れ及び弁済を繰り返した（以下「合意前取引」という。当事者間に争いがない。）。

(3) 合意

原告と被告は、平成23年2月18日頃、原被告間の債権債務に関し、次のような内容の合意をした（以下「本件合意」という。）（乙1）。

ア　原告と被告は、平成23年2月18日の時点における原告の被告に対する貸金債務が262万3998円（元金255万4707円、利息6万9

291円)であることを確認する。

イ 原告は、被告に対し、前記アの貸金のうち元金255万4707円を、次のとおり分割して支払う。

(ア) 平成23年3月23日限り4万円

(イ) 平成23年4月から平成28年5月まで毎月23日限り各4万円

(ウ) 平成28年6月23日限り3万4707円

ウ 被告は、原告に対し、前記アの6万9291円の利息債権を放棄する。

エ 原告と被告は、原告と被告との間の貸金債務について、本件合意に定める他には何らの債権債務のないことを確認する。

(4) 合意後の取引

原告は、本件合意後、平成23年3月23日から平成24年10月23日までの間、被告に対して、別紙計算書の番号314から334までのとおり、「年月日」欄各記載の年月日に、「弁済額」欄各記載のとおり、弁済を繰り返した（以下「合意後取引」という。当事者間に争いがない。）。

3 争点

(1) 本件合意の有効性

(2) 悪意の受益者性

第3 争点に関する当事者の主張

1 争点(1) (本件合意の有効性)

(1) 被告の主張

ア 本件合意は和解契約に当たり、民法696条の適用があるから、本件合意が成立した平成23年2月18日頃の時点において、合意前取引について原告の被告に対する貸金債務が存在せず、過払金返還請求権が発生していたとしても、民法696条により、貸金債務の存在が確定し、過払金返還請求権は消滅した。

合意後取引における弁済は、本件合意に基づく弁済であり、それによつ

て本件合意に基づく債務は完済されていない。

したがって、原告は被告に対して過払金の返還を請求することはできない。

イ 本件合意が成立した平成23年2月18日頃の時点においては、利息制限法所定の制限利率を超える約定利率による弁済が超過部分につき無効であることは周知であり、過払金返還請求が広く行われていたから、原告は、過払金が発生している可能性を認識しつつ本件合意を締結したものであり、貸金債務の不存在及び過払金の発生について錯誤があるとすると、それは、争いの目的であった事項の前提又は基礎となる事項に関する錯誤にとどまらず、和解の対象となった事項そのものの錯誤であり、そのような錯誤により本件合意の無効を主張することは、民法696条により許されない。

本件合意に当たり、原告が過払金の発生を考慮しなかつたとすれば、それは重大な過失に当たり、原告は錯誤無効を主張することができない。

貸金債務の存在と過払金返還請求権の存在は、一方が存在すれば他方が存在し得ないという表裏一体の関係にあるから、本件合意のように貸金債務の存否及び金額を定める和解契約は、過払金請求権の存否もその対象に含むものと解すべきである。

ウ 本件合意は、支払に窮した原告が被告に電話をかけ、債務の返済方法について相談したことから成立したものであり、被告が勧誘した結果成立したものではない。

また、原告は、本件合意を締結する前から、貸金債務が存在するものと誤認しており、被告から送付された本件合意の契約書に署名することによって貸金債務があると誤認するに至ったものではない。

したがって、本件合意は、消費者契約法4条1項1号の要件を充足しない。

(2) 原告の主張

ア 本件合意は、残元金の弁済方法を定めたにとどまり、原告の被告に対する既発生の過払金返還請求権の存否・額を含めて双方が互譲の上合意したものではなく、原告が既発生の過払金返還請求権をあえて放棄するという効果を伴うものはない。

イ(ア) 民法696条は、和解の効力について、当事者の一方が和解によって争いの目的である権利を有するものと認められ、又は相手方がこれを有しないものと認められた場合において、その当事者の一方が従来その権利を有していなかった旨の確証又は相手方がこれを有していた旨の確証が得られたときは、その権利は、和解によってその当事者の一方へ移転し、又は消滅したものとすると定める。そのため、和解によってやめることを約した争いの目的について錯誤があつても、民法696条が適用されるため、無効とはならない。しかし、和解によってやめることを約した争いの目的ではなく、その前提又は基礎とされた事項に錯誤がある場合には、民法696条は適用されず、錯誤無効を主張し得る。

本件合意においては、貸金債務額及びその支払方法は争いの目的であったが、貸金債務の不存在及び過払金の発生は争いの目的ではなかつたから、貸金債務の不存在及び過払金の発生に錯誤があつても民法696条は適用されず、錯誤無効を主張し得る。

(イ) 貸金債務の不存在及び過払金の発生についての錯誤は、本件合意の締結に当たつての動機の錯誤であるが、原告は、錯誤がなければ本件合意を締結するはずはないから、意思形成の前提となる重要な事実に錯誤があったといえる。そして、原告が本件取引の状況及び残債務の算定根拠について被告主張のとおりであると誤信していたからこそ本件合意を締結したことは、被告にとって明らかであったから、原告の動機は、被告に対して黙示に表示されていたといえる。

(ウ) したがつて、本件合意における原告の意思表示は、錯誤により無効で

あり、本件合意は無効である。

ウ(ア) 原告は消費者、被告は事業者であり、本件合意は消費者契約に当たる。

被告は本件合意の契約書（乙1）を作成して原告に郵送し、署名押印して送り返すように伝えており、これは勧誘に当たる。

本件合意が成立した平成23年2月18日頃の時点において、原告は被告に対して貸金債務を負っていなかったが、被告は原告に対して残債務が262万3998円もあるように伝えており、これは、重要事項について事実と異なることを告げることに当たる。

原告は、貸金債務を負っていると誤信したために契約書に署名押印し、本件合意の承諾の意思表示をした。

したがって、本件合意の成立過程は、消費者契約法4条1項1号の取消しの要件を充足している。

(イ) 原告は、被告に対し、平成25年3月27日の本件第1回弁論準備手続き期日において、本件合意を消費者契約法4条1項1号に基づいて取り消す旨の意思表示をした。

2 争点(2)（悪意の受益者性）

(1) 原告の主張

被告は、過払金の取得について悪意の受益者である。

(2) 被告の主張

原告の主張は争う。

第4 判断

1 争点(1)（本件合意の有効性）について

(1) 事実認定

ア 合意前取引の約定利率は、利息制限法所定の制限利率を超過していた（前記第2、2(2)）。

イ 合意前取引が貸金業法43条1項（平成18年法律第115号による改

正前。以下、同じ。)の要件を充足していたことを認めるに足りる証拠はなく、合意前取引は、同項の要件を充足していなかった。

ウ 本件合意により存在が確認された貸金債務の金額は、合意前取引について、約定利率により算出されたものであった(乙1、弁論の全趣旨)。

エ 合意前取引を利息制限法所定の制限利率により引き直し計算すると、本件合意前の直近の取引日である平成22年12月25日においては、過払金元金が247万6797円、過払金利息が15万4771円、その合計が263万1568円であったから、本件合意の時点(平成23年2月18日頃)では、過払金利息が更に増えており、原告は、被告に対し、263万円以上の不当利得に基づく過払金返還請求権を有していたものと認められる。

オ 原告は、平成23年2月18日、被告に電話をかけ、定年退職して従前のように弁済できなくなった旨を伝えたところ、被告から、支払総額を262万3998円として毎月の分割弁済額を4万円とし、既に発生した利息及び将来の利息は支払わなくてよいものとする旨を提案され、後に本件合意の契約書(乙1)が原告に郵送され、原告がそれに署名押印して被告に返送し、本件合意が成立した(甲7、乙5、原告本人)。このような本件合意に至る経緯に鑑みると、本件合意を締結するに当たり、原告が被告から合意前取引の取引履歴の開示を受けていたことはうかがわれず、原告がその開示を受けていたことを裏付ける証拠はないから、原告は、本件合意を締結するに当たり、合意前取引の取引履歴の開示を受けていなかったものと認められる。

また、原告は、被告に対する弁済をATMの振込みによりしていたが、振込みをした際の振込明細を保管していなかった(原告本人)。

カ 合意前取引について、原告は、本件合意前の直近の取引日である平成22年12月25日までは、ほぼ毎月弁済していたが、その後は資金に窮し、

本件合意に基づいて4万円の弁済を開始した平成23年3月23日までの間は弁済を行っていなかった（原告本人、別紙計算書）。

キ 本件合意に至る経緯は前記オのとおりであり、原告は、弁護士に委任することなく、また、弁護士等の法律の専門家に相談することもなく、自ら被告との間で本件合意を締結した。

(2) 和解への該当性

前記(1)の認定事実によれば、原告は、本件合意の前には、資金に窮して被告への弁済を行うことができなくなり、被告から本件合意の提案を受けるまで、合意前取引の経過を把握しておらず、平成22年12月25日以降支払をしていなかったのであるから、本件合意の時点では、貸金債務残額、それについて原告がいくらの返済義務を負うか及びその支払方法などの事項について、原告と被告との間に争いがあり、本件合意によってそれらの解決が図られたといえる。したがって、本件合意は、民法695条に定められた和解の要件を満たすことができる。

(3) 錯誤の主張の可否

ア ところで、民法696条は、和解の効力として、当事者の一方が和解によって争いの目的である権利を有するものと認められ、又は相手方がこれを有しないものと認められた場合において、その当事者の一方が従来その権利を有していなかった旨の確証又は相手方がこれを有していた旨の確証が得られたときは、その権利は、和解によってその当事者の一方へ移転し、又は消滅したものとすると定める。そのため、和解によってやめることを約した争いの目的について錯誤があっても、和解は無効とはならない。しかし、和解によってやめることを約した争いの目的ではなく、その前提又は基礎とされた事項に錯誤がある場合には、民法696条は適用されず、錯誤無効の主張は許される。

イ これを本件についてみると、本件合意において、貸金債務残額、それに

ついて原告がいくらの返済義務を負うか及びその支払方法という事項は、本件合意の争いの目的たる事項であるから、これらについての錯誤を理由に本件合意の無効を主張することはできない。

しかし、前記(1)の認定事実によれば、原告は法律の専門家を介さず自ら被告と本件合意を締結しており、本件合意締結の際、被告から、合意前取引についての取引履歴の開示を受けておらず、合意前取引に関する振込明細のような書類も保管しておらず、合意前取引の経過等について把握していないかったのであるから、合意前取引にみなし弁済の適用がなく過払金返還請求権が発生していることについて判断するための基礎となる情報を有していないかったものといえる。そのため、貸金債務の不存在及び過払金の発生は、本件合意の争いの目的である事項にはなっていなかったものと認められる。

したがって、貸金債務の不存在及び過払金の発生についての錯誤は、本件合意によってやめることを約した争いの目的ではなく、その前提又は基礎とされた事項の錯誤であるから、民法696条は適用されず、それについての錯誤無効の主張は許される。

(4) 錯誤無効の成否

ア 貸金債務の不存在及び過払金の発生についての錯誤は、本件合意の意思表示の内容そのものについての錯誤ではなく、本件合意に至る意思形成の前提となる事実についての錯誤、すなわち本件合意締結に当たっての動機の錯誤である。

イ 合意前取引を利息制限法所定の制限利率に引き直して計算すると、本件合意当時、貸金残債務はなく、むしろ過払金返還請求権が発生していたのであるが、原告と被告は、約定利率により計算した残債務額を前提とした本件合意を締結した。しかし、原告が取引履歴の開示を受け、合意前取引の貸付・返済の具体的状況、合意前取引の残債務の算定根拠について錯誤

に陥っていなければ、本件合意を締結するはずがないことは当然であり、本件合意は、原告の意思形成の前提となる重要な事実に錯誤があったといえる。

ウ また、原告が、合意前取引の貸付・返済の具体的状況及び残債務の算定根拠について、被告の主張するとおりのものであると誤信していたからこそ本件合意を締結したことは、被告にとっても明らかであったから、原告の動機は、被告に対して默示に表示されていたといえる。

エ したがって、本件合意における原告の意思表示は、錯誤により無効であり、本件合意は無効である。

2 争点(2)（悪意の受益者性）

(1) 金銭を目的とする消費貸借において利息制限法所定の法定利率を超過する利息の契約は、その超過部分につき無効であって、この理は、貸金業者についても同様であるところ、貸金業者については、貸金業法43条1項が適用される場合に限り、制限超過部分を有効な利息の債務の弁済として受領することができるとされているにとどまる。このような法の趣旨からすれば、貸金業者は、同項の適用がない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元金があればこれに充当され、残元金が完済になった後の過払金は不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきである。そうすると、貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、のような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定される（最高裁平成17年（受）第1970号同19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁等参照）。

(2) 本件において、合意前取引、合意後取引が貸金業法43条1項の要件を満たしていると認めるに足りる証拠はない。

また、被告が、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があることを認めるに足りる証拠もない。

(3) そうすると、被告は、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定され、この推定を覆すに足りる事情も認められないから、被告は、民法704条の悪意の受益者に当たるというべきである。

3 請求の成否

(1) 本件合意は無効であるから(前記1(4)エ)、合意前取引を利息制限法所定の制限利率により引き直して計算した場合の原告の被告に対する過払金返還請求権は、消滅していない。

また、本件合意は無効であるから、合意後取引における弁済は、本件合意によって成立した債務に対する弁済とは認められず、原告は、合意後取引の弁済についても、不当利得返還請求をすることができるものと解される。本件合意が合意前取引による貸金債務の弁済のために締結されたことを考慮すると、合意後取引の弁済は、合意前取引に引き続く一連の弁済として、過払金を算定すべきものと解される。

そうすると、別紙計算書のとおり、合意後取引の最終取引日である平成24年10月23日の時点で、過払金元金は327万6801円、過払金利息は41万2710円であり、最終取引日後の平成24年11月21日の時点で、過払金元金は同じく327万6801円、過払金利息は42万5691円であり、その合計は370万2492円である。

(2) したがって、原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、370万2492円及びうち過払金元金327万6801円に対する平成24年

11月22日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求めることができる。

4 結論

よって、原告の請求は理由があるから認容し、主文のとおり判決する。

大分地方裁判所民事第1部

裁判官

中 平 健

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者: [REDACTED]
 会員番号: 33684521
 貸金業者: アコム(株)

過払利率 5%

作成者:

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息種類	元利金(やけは 過払元利金)
1	H6.11.29	250,000		0.18				250,000			250,000
2	H6.12.6	40,000		0.18	7	863	863	290,000	0	0	290,863
3	H6.12.11	10,000		0.18	5	715	1,578	300,000	0	0	301,578
4	H6.12.24		14,000	0.18	13	1,923	0	289,501	0	0	289,501
5	H6.12.28	100,000		0.18	4	571	571	389,501	0	0	390,072
6	H7.1.6	80,000		0.18	9	1,728	2,299	469,501	0	0	471,800
7	H7.1.23	20,000		0.18	17	3,936	6,235	489,501	0	0	495,736
8	H7.1.25		20,000	0.18	2	482	0	476,218	0	0	476,218
9	H7.1.26		16,000	0.18	1	234	0	460,452	0	0	460,452
10	H7.2.27		20,000	0.18	32	7,266	0	447,718	0	0	447,718
11	H7.2.27	170,000		0.18	0	0	0	617,718	0	0	617,718
12	H7.3.3	50,000		0.18	4	1,218	1,218	667,718	0	0	668,936
13	H7.3.10	190,000		0.18	7	2,304	3,522	857,718	0	0	861,240
14	H7.3.27		40,000	0.18	17	7,190	0	828,430	0	0	828,430
15	H7.3.29	50,000		0.18	2	817	817	878,430	0	0	879,247
16	H7.4.3	40,000		0.18	5	2,165	2,982	918,430	0	0	921,412
17	H7.4.14	10,000		0.18	11	4,982	7,964	928,430	0	0	936,394
18	H7.4.27		40,000	0.18	13	5,952	0	902,346	0	0	902,346
19	H7.5.8	20,000		0.18	11	4,894	4,894	922,346	0	0	927,240
20	H7.5.29		40,000	0.18	21	9,551	0	896,791	0	0	896,791
21	H7.6.3	10,000		0.18	5	2,211	2,211	906,791	0	0	909,002
22	H7.6.12	10,000		0.18	9	4,024	6,235	916,791	0	0	923,026
23	H7.6.26		40,000	0.18	14	6,329	0	889,355	0	0	889,355
24	H7.6.26	20,000		0.18	0	0	0	909,355	0	0	909,355
25	H7.7.29		40,000	0.18	33	14,798	0	884,153	0	0	884,153
26	H7.8.25		40,000	0.18	27	11,772	0	855,925	0	0	855,925
27	H7.8.25	30,000		0.18	0	0	0	885,925	0	0	885,925
28	H7.9.6	10,000		0.18	12	5,242	5,242	895,925	0	0	901,167
29	H7.9.27		40,000	0.18	21	9,278	0	870,445	0	0	870,445
30	H7.9.27	10,000		0.18	0	0	0	880,445	0	0	880,445
31	H7.10.23		40,000	0.18	26	11,288	0	851,733	0	0	851,733
32	H7.10.23	20,000		0.18	0	0	0	871,733	0	0	871,733
33	H7.10.29	7,000		0.18	6	2,579	2,579	878,733	0	0	881,312
34	H7.11.27		40,000	0.18	29	12,567	0	853,879	0	0	853,879
35	H7.12.28		40,000	0.18	31	13,053	0	826,932	0	0	826,932
36	H7.12.28	30,000		0.18	0	0	0	856,932	0	0	856,932
37	H8.2.2		40,000	0.18	36	15,175	0	832,107	0	0	832,107
38	H8.2.27		40,000	0.18	25	10,230	0	802,337	0	0	802,337
39	H8.3.2	30,000		0.18	4	1,578	1,578	832,337	0	0	833,915
40	H8.3.10	5,000		0.18	8	3,274	4,852	837,337	0	0	842,189
41	H8.3.22		40,000	0.18	12	4,941	0	807,130	0	0	807,130
42	H8.3.29	20,000		0.18	7	2,778	2,778	827,130	0	0	829,908
43	H8.4.26		40,000	0.18	28	11,389	0	801,297	0	0	801,297
44	H8.5.1	16,000		0.18	5	1,970	1,970	817,297	0	0	819,267
45	H8.6.2		40,000	0.18	32	12,862	0	792,129	0	0	792,129
46	H8.6.3	12,000		0.18	1	389	389	804,129	0	0	804,518
47	H8.6.27		40,000	0.18	24	9,491	0	774,009	0	0	774,009

別紙計算書

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額	元利金(マイナスは 過払元利金)
48	H8. 7. 29		160,000	0.18	32	12,181	0	626,190	0	0	626,190
49	H8. 8. 12	60,000		0.18	14	4,311	4,311	686,190	0	0	690,501
50	H8. 8. 20	30,000		0.18	8	2,699	7,010	716,190	0	0	723,200
51	H8. 9. 4		40,000	0.18	15	5,283	0	688,483	0	0	688,483
52	H8. 9. 4	50,000		0.18	0	0	0	738,483	0	0	738,483
53	H8. 9. 15	10,000		0.18	11	3,995	3,995	748,483	0	0	752,478
54	H8. 9. 23	20,000		0.18	8	2,944	6,939	768,483	0	0	775,422
55	H8. 9. 30		40,000	0.18	7	2,645	0	738,067	0	0	738,067
56	H8. 9. 30	20,000		0.18	0	0	0	758,067	0	0	758,067
57	H8. 10. 19	4,000		0.18	19	7,083	7,083	762,067	0	0	769,150
58	H8. 10. 28		40,000	0.18	9	3,373	0	732,523	0	0	732,523
59	H8. 10. 28	10,000		0.18	0	0	0	742,523	0	0	742,523
60	H8. 11. 28		40,000	0.18	31	11,320	0	713,843	0	0	713,843
61	H8. 11. 29	20,000		0.18	1	351	351	733,843	0	0	734,194
62	H8. 12. 27		40,000	0.18	28	10,105	0	704,299	0	0	704,299
63	H8. 12. 30	20,000		0.18	3	1,039	1,039	724,299	0	0	725,338
64	H9. 1. 27		40,000	0.18	28	10,000	0	695,338	0	0	695,338
65	H9. 1. 30	20,000		0.18	3	1,028	1,028	715,338	0	0	716,366
66	H9. 3. 2		40,000	0.18	31	10,935	0	687,301	0	0	687,301
67	H9. 3. 26		40,000	0.18	24	8,134	0	655,435	0	0	655,435
68	H9. 3. 28	30,000		0.18	2	646	646	685,435	0	0	686,081
69	H9. 4. 27		40,000	0.18	30	10,140	0	656,221	0	0	656,221
70	H9. 4. 28	20,000		0.18	1	323	323	676,221	0	0	676,544
71	H9. 5. 8	4,000		0.18	10	3,334	3,657	680,221	0	0	683,878
72	H9. 6. 9		50,000	0.18	32	10,734	0	644,612	0	0	644,612
73	H9. 6. 9	10,000		0.18	0	0	0	654,612	0	0	654,612
74	H9. 6. 11	6,000		0.18	2	645	645	660,612	0	0	661,257
75	H9. 6. 24		40,000	0.18	13	4,235	0	625,492	0	0	625,492
76	H9. 6. 26	26,000		0.18	2	616	616	651,492	0	0	652,108
77	H9. 7. 28		40,000	0.18	32	10,281	0	622,389	0	0	622,389
78	H9. 7. 29	16,000		0.18	1	306	306	638,389	0	0	638,695
79	H9. 8. 23		40,000	0.18	25	7,870	0	606,565	0	0	606,565
80	H9. 9. 12	20,000		0.18	20	5,982	5,982	626,565	0	0	632,547
81	H9. 10. 2		40,000	0.18	20	6,179	0	598,726	0	0	598,726
82	H9. 10. 6	12,000		0.18	4	1,181	1,181	610,726	0	0	611,907
83	H9. 10. 9		5,212	0.18	3	903	0	607,598	0	0	607,598
84	H9. 10. 9	150,000		0.18	0	0	0	757,598	0	0	757,598
85	H9. 10. 13	150,000		0.18	4	1,494	1,494	907,598	0	0	909,092
86	H9. 10. 27	150,000		0.15	14	6,266	7,760	1,057,598	0	0	1,065,358
87	H9. 11. 5	100,000		0.15	9	3,911	11,671	1,157,598	0	0	1,169,269
88	H9. 11. 11	50,000		0.15	6	2,854	14,525	1,207,598	0	0	1,222,123
89	H9. 11. 11		50,000	0.15	0	0	0	1,172,123	0	0	1,172,123
90	H9. 11. 22	100,000		0.15	11	5,298	5,298	1,272,123	0	0	1,277,421
91	H9. 12. 1	130,000		0.15	9	4,705	10,003	1,402,123	0	0	1,412,126
92	H9. 12. 1		50,000	0.15	0	0	0	1,362,126	0	0	1,362,126
93	H9. 12. 3	50,000		0.15	2	1,119	1,119	1,412,126	0	0	1,413,245
94	H9. 12. 27	100,000		0.15	24	13,927	15,046	1,512,126	0	0	1,527,172
95	H9. 12. 30		50,000	0.15	3	1,864	0	1,479,036	0	0	1,479,036
96	H10. 1. 16	20,000		0.15	17	10,332	10,332	1,499,036	0	0	1,509,368
97	H10. 1. 30	80,000		0.15	14	8,624	18,956	1,579,036	0	0	1,597,992
98	H10. 2. 5		60,000	0.15	6	3,893	0	1,541,885	0	0	1,541,885
99	H10. 2. 5	25,000		0.15	0	0	0	1,566,885	0	0	1,566,885
100	H10. 2. 11	4,000		0.15	6	3,863	3,863	1,570,885	0	0	1,574,748

別紙計算書

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額	元利金(マケハ 過払元利金)
101	H10.3.3		60,000	0.15	20	12,911	0	1,527,659	0	0	1,527,659
102	H10.3.4	35,000		0.15	1	627	627	1,562,659	0	0	1,563,286
103	H10.4.5		60,000	0.15	32	20,550	0	1,523,836	0	0	1,523,836
104	H10.4.27		60,000	0.15	22	13,777	0	1,477,613	0	0	1,477,613
105	H10.4.29	60,000		0.15	2	1,214	1,214	1,537,613	0	0	1,538,827
106	H10.6.8		70,000	0.15	40	25,275	0	1,494,102	0	0	1,494,102
107	H10.6.8	25,000		0.15	0	0	0	1,519,102	0	0	1,519,102
108	H10.6.17	5,000		0.15	9	5,618	5,618	1,524,102	0	0	1,529,720
109	H10.7.1		60,000	0.15	14	8,768	0	1,478,488	0	0	1,478,488
110	H10.7.3	35,000		0.15	2	1,215	1,215	1,513,488	0	0	1,514,703
111	H10.8.5		60,000	0.15	33	20,525	0	1,475,228	0	0	1,475,228
112	H10.9.7		60,000	0.15	33	20,006	0	1,435,234	0	0	1,435,234
113	H10.9.9	55,000		0.15	2	1,179	1,179	1,490,234	0	0	1,491,413
114	H10.10.8		60,000	0.15	29	17,760	0	1,449,173	0	0	1,449,173
115	H10.10.15	30,000		0.15	7	4,168	4,168	1,479,173	0	0	1,483,341
116	H10.11.8		70,000	0.15	24	14,589	0	1,427,930	0	0	1,427,930
117	H10.12.8		60,000	0.15	30	17,604	0	1,385,534	0	0	1,385,534
118	H11.1.5		60,000	0.15	28	15,943	0	1,341,477	0	0	1,341,477
119	H11.1.7	35,000		0.15	2	1,102	1,102	1,376,477	0	0	1,377,579
120	H11.1.11	35,000		0.15	4	2,262	3,364	1,411,477	0	0	1,414,841
121	H11.2.8	35,000		0.15	28	16,241	19,605	1,446,477	0	0	1,466,082
122	H11.2.9		60,000	0.15	1	594	0	1,406,676	0	0	1,406,676
123	H11.2.14	26,000		0.15	5	2,890	2,890	1,432,676	0	0	1,435,566
124	H11.3.20		65,000	0.15	34	20,018	0	1,390,584	0	0	1,390,584
125	H11.3.20	20,000		0.15	0	0	0	1,410,584	0	0	1,410,584
126	H11.4.26		60,000	0.15	37	21,448	0	1,372,032	0	0	1,372,032
127	H11.4.26	25,000		0.15	0	0	0	1,397,032	0	0	1,397,032
128	H11.6.7		60,000	0.15	42	24,113	0	1,361,145	0	0	1,361,145
129	H11.6.11	17,000		0.15	4	2,237	2,237	1,378,145	0	0	1,380,382
130	H11.7.3		60,000	0.15	22	12,459	0	1,332,841	0	0	1,332,841
131	H11.7.5	34,000		0.15	2	1,095	1,095	1,366,841	0	0	1,367,936
132	H11.8.4		60,000	0.15	30	16,851	0	1,324,787	0	0	1,324,787
133	H11.8.5	28,000		0.15	1	544	544	1,352,787	0	0	1,353,331
134	H11.9.7		60,000	0.15	33	18,346	0	1,311,677	0	0	1,311,677
135	H11.9.24		60,000	0.15	17	9,163	0	1,260,840	0	0	1,260,840
136	H11.9.24	50,000		0.15	0	0	0	1,310,840	0	0	1,310,840
137	H11.11.1		60,000	0.15	38	20,470	0	1,271,310	0	0	1,271,310
138	H11.11.2	40,000		0.15	1	522	522	1,311,310	0	0	1,311,832
139	H11.12.8		60,000	0.15	36	19,400	0	1,271,232	0	0	1,271,232
140	H11.12.9	24,000		0.15	1	522	522	1,295,232	0	0	1,295,754
141	H12.1.7		60,000	0.15	29	15,426	0	1,251,180	0	0	1,251,180
142	H12.1.8	31,000		0.15	1	512	512	1,282,180	0	0	1,282,692
143	H12.2.9		60,000	0.15	32	16,815	0	1,239,507	0	0	1,239,507
144	H12.2.25	27,000		0.15	16	8,127	8,127	1,266,507	0	0	1,274,634
145	H12.3.6		60,000	0.15	10	5,190	0	1,219,824	0	0	1,219,824
146	H12.3.10	35,000		0.15	4	1,999	1,999	1,254,824	0	0	1,256,823
147	H12.4.12		60,000	0.15	33	16,970	0	1,213,793	0	0	1,213,793
148	H12.4.13	20,000		0.15	1	497	497	1,233,793	0	0	1,234,290
149	H12.5.9		60,000	0.15	26	13,146	0	1,187,436	0	0	1,187,436
150	H12.6.9	35,000		0.15	31	15,086	15,086	1,222,436	0	0	1,237,522
151	H12.6.9		59,000	0.15	0	0	0	1,178,522	0	0	1,178,522
152	H12.6.9	25,000		0.15	0	0	0	1,203,522	0	0	1,203,522
153	H12.7.9		60,000	0.15	30	14,797	0	1,158,319	0	0	1,158,319

別紙計算書

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息残額	元利金(マケハは過払元利金)
154	H12. 7. 20	35,000		0.15	11	5,221	5,221	1,193,319	0	0	1,198,540
155	H12. 8. 14		60,000	0.15	25	12,226	0	1,150,766	0	0	1,150,766
156	H12. 8. 20	23,000		0.15	6	2,829	2,829	1,173,766	0	0	1,176,595
157	H12. 9. 19		60,000	0.15	30	14,431	0	1,131,026	0	0	1,131,026
158	H12. 9. 28	25,000		0.15	9	4,171	4,171	1,156,026	0	0	1,160,197
159	H12. 10. 27		60,000	0.15	29	13,739	0	1,113,936	0	0	1,113,936
160	H12. 11. 1	20,000		0.15	5	2,282	2,282	1,133,936	0	0	1,136,218
161	H12. 12. 2		62,000	0.15	31	14,406	0	1,088,624	0	0	1,088,624
162	H12. 12. 4	27,000		0.15	2	892	892	1,115,624	0	0	1,116,516
163	H12. 12. 29		26,593	0.15	25	11,430	0	1,101,353	0	0	1,101,353
164	H12. 12. 29	600,734		0.15	0	0	0	1,702,087	0	0	1,702,087
165	H13. 2. 2		52,000	0.15	35	24,478	0	1,674,565	0	0	1,674,565
166	H13. 3. 3		52,000	0.15	29	19,957	0	1,642,522	0	0	1,642,522
167	H13. 4. 4		52,000	0.15	32	21,600	0	1,612,122	0	0	1,612,122
168	H13. 4. 13	20,000		0.15	9	5,962	5,962	1,632,122	0	0	1,638,084
169	H13. 5. 3		52,000	0.15	20	13,414	0	1,599,498	0	0	1,599,498
170	H13. 5. 7	28,000		0.15	4	2,629	2,629	1,627,498	0	0	1,630,127
171	H13. 6. 1		52,000	0.15	25	16,720	0	1,594,847	0	0	1,594,847
172	H13. 6. 1	10,000		0.15	0	0	0	1,604,847	0	0	1,604,847
173	H13. 6. 18	5,000		0.15	17	11,211	11,211	1,609,847	0	0	1,621,058
174	H13. 7. 3		52,000	0.15	15	9,923	0	1,578,981	0	0	1,578,981
175	H13. 8. 4		52,000	0.15	32	20,764	0	1,547,745	0	0	1,547,745
176	H13. 9. 1		52,000	0.15	28	17,809	0	1,513,554	0	0	1,513,554
177	H13. 9. 29		52,000	0.15	28	17,416	0	1,478,970	0	0	1,478,970
178	H13. 10. 10	50,000		0.15	11	6,685	6,685	1,528,970	0	0	1,535,655
179	H13. 11. 1		50,000	0.15	22	13,823	0	1,499,478	0	0	1,499,478
180	H13. 11. 27	13,000		0.15	26	16,021	16,021	1,512,478	0	0	1,528,499
181	H13. 12. 7		54,000	0.15	10	6,215	0	1,480,714	0	0	1,480,714
182	H14. 1. 15		60,000	0.15	39	23,731	0	1,444,445	0	0	1,444,445
183	H14. 1. 18	13,000		0.15	3	1,780	1,780	1,457,445	0	0	1,459,225
184	H14. 2. 16		52,000	0.15	29	17,369	0	1,424,594	0	0	1,424,594
185	H14. 3. 16		52,000	0.15	28	16,392	0	1,388,986	0	0	1,388,986
186	H14. 4. 23		54,000	0.15	38	21,691	0	1,356,677	0	0	1,356,677
187	H14. 5. 22	34,000		0.15	29	16,168	16,168	1,390,677	0	0	1,406,845
188	H14. 5. 29		50,000	0.15	7	4,000	0	1,360,845	0	0	1,360,845
189	H14. 6. 1	3,000		0.15	3	1,677	1,677	1,363,845	0	0	1,365,522
190	H14. 6. 29		52,000	0.15	28	15,693	0	1,329,215	0	0	1,329,215
191	H14. 7. 13	12,000		0.15	14	7,647	7,647	1,341,215	0	0	1,348,862
192	H14. 7. 29		52,000	0.15	16	8,818	0	1,305,680	0	0	1,305,680
193	H14. 8. 2	14,000		0.15	4	2,146	2,146	1,319,680	0	0	1,321,826
194	H14. 9. 3		50,000	0.15	32	17,354	0	1,289,180	0	0	1,289,180
195	H14. 9. 13	3,000		0.15	10	5,298	5,298	1,292,180	0	0	1,297,478
196	H14. 10. 5		52,000	0.15	22	11,682	0	1,257,160	0	0	1,257,160
197	H14. 10. 8	11,000		0.15	3	1,549	1,549	1,268,160	0	0	1,269,709
198	H14. 11. 5		52,000	0.15	28	14,592	0	1,232,301	0	0	1,232,301
199	H14. 12. 6		52,000	0.15	31	15,699	0	1,196,000	0	0	1,196,000
200	H15. 1. 5		52,000	0.15	30	14,745	0	1,158,745	0	0	1,158,745
201	H15. 2. 10		52,000	0.15	36	17,143	0	1,123,888	0	0	1,123,888
202	H15. 2. 12	30,000		0.15	2	923	923	1,153,888	0	0	1,154,811
203	H15. 2. 25	15,000		0.15	13	6,164	7,087	1,168,888	0	0	1,175,975
204	H15. 3. 19		52,000	0.15	22	10,568	0	1,134,543	0	0	1,134,543
205	H15. 4. 1	3,000		0.15	13	6,061	6,061	1,137,543	0	0	1,143,604
206	H15. 4. 15		51,000	0.15	14	6,544	0	1,099,148	0	0	1,099,148

別紙計算書

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額	元利金(マイナスは 過払元利金)
207	H15. 4. 24	17,000		0.15	9	4,065	4,065	1,116,148	0	0	1,120,213
208	H15. 5. 22		52,000	0.15	28	12,843	0	1,081,056	0	0	1,081,056
209	H15. 6. 28		50,000	0.15	37	16,437	0	1,047,493	0	0	1,047,493
210	H15. 8. 4		55,000	0.15	37	15,927	0	1,008,420	0	0	1,008,420
211	H15. 8. 17	10,000		0.15	13	5,387	5,387	1,018,420	0	0	1,023,807
212	H15. 9. 13		56,000	0.15	27	11,300	0	979,107	0	0	979,107
213	H15. 9. 20	2,000		0.15	7	2,816	2,816	981,107	0	0	983,923
214	H15. 10. 27		70,000	0.15	37	14,918	0	928,841	0	0	928,841
215	H15. 11. 1	8,000		0.15	5	1,908	1,908	936,841	0	0	938,749
216	H15. 12. 5		54,000	0.15	34	13,090	0	897,839	0	0	897,839
217	H16. 1. 19		70,000	0.15	45	16,584	0	844,423	0	0	844,423
218	H16. 2. 11	6,000		0.15	23	7,959	7,959	850,423	0	0	858,382
219	H16. 2. 25		56,000	0.15	14	4,879	0	807,261	0	0	807,261
220	H16. 3. 6	6,000		0.15	10	3,308	3,308	813,261	0	0	816,569
221	H16. 3. 25		52,000	0.15	19	6,332	0	770,901	0	0	770,901
222	H16. 3. 29	10,000		0.15	4	1,263	1,263	780,901	0	0	782,164
223	H16. 5. 1		54,000	0.15	33	10,561	0	738,725	0	0	738,725
224	H16. 6. 4		52,000	0.15	34	10,293	0	697,018	0	0	697,018
225	H16. 6. 5	20,000		0.15	1	285	285	717,018	0	0	717,303
226	H16. 7. 9		50,000	0.15	34	9,991	0	677,294	0	0	677,294
227	H16. 7. 13	5,000		0.15	4	1,110	1,110	682,294	0	0	683,404
228	H16. 8. 9		51,000	0.15	27	7,549	0	639,953	0	0	639,953
229	H16. 8. 24	11,000		0.15	15	3,934	3,934	650,953	0	0	654,887
230	H16. 9. 21		62,000	0.15	28	7,469	0	600,356	0	0	600,356
231	H16. 10. 25		52,000	0.15	34	8,365	0	556,721	0	0	556,721
232	H16. 11. 7	5,000		0.15	13	2,966	2,966	561,721	0	0	564,687
233	H16. 11. 30		52,000	0.15	23	5,294	0	517,981	0	0	517,981
234	H16. 12. 9	10,000		0.15	9	1,910	1,910	527,981	0	0	529,891
235	H17. 1. 7		51,000	0.15	29	6,279	0	485,170	0	0	485,170
236	H17. 2. 21		66,000	0.15	45	8,972	0	428,142	0	0	428,142
237	H17. 3. 4	3,000		0.15	11	1,935	1,935	431,142	0	0	433,077
238	H17. 3. 22		52,000	0.15	18	3,189	0	384,266	0	0	384,266
239	H17. 3. 24	15,000		0.15	2	315	315	399,266	0	0	399,581
240	H17. 5. 9		72,000	0.15	46	7,547	0	335,128	0	0	335,128
241	H17. 6. 7		52,000	0.15	29	3,993	0	287,121	0	0	287,121
242	H17. 6. 14	15,000		0.15	7	825	825	302,121	0	0	302,946
243	H17. 7. 4		52,000	0.15	20	2,483	0	253,429	0	0	253,429
244	H17. 8. 10		53,000	0.15	37	3,853	0	204,282	0	0	204,282
245	H17. 8. 12	22,000		0.15	2	167	167	226,282	0	0	226,449
246	H17. 9. 21		60,000	0.15	40	3,719	0	170,168	0	0	170,168
247	H17. 10. 31		56,000	0.15	40	2,797	0	116,965	0	0	116,965
248	H17. 11. 5	1,000		0.15	5	240	240	117,965	0	0	118,205
249	H17. 12. 10		60,000	0.15	35	1,696	0	59,901	0	0	59,901
250	H18. 1. 11	5,000		0.15	32	787	787	64,901	0	0	65,688
251	H18. 1. 21		60,000	0.15	10	266	0	5,954	0	0	5,954
252	H18. 2. 23		52,000	0.15	33	80	0	-45,966	0	0	-45,966
253	H18. 3. 2	12,000		0.15	7	0	0	-34,010	-44	0	-34,010
254	H18. 3. 30		52,000	0.15	28	0	0	-86,010	-130	-130	-86,140
255	H18. 4. 6	7,000		0.15	7	0	0	-79,222	-82	0	-79,222
256	H18. 5. 11		57,000	0.15	35	0	0	-136,222	-379	-379	-136,601
257	H18. 6. 19		54,000	0.15	39	0	0	-190,222	-727	-1,106	-191,328
258	H18. 7. 28		52,000	0.15	39	0	0	-242,222	-1,016	-2,122	-244,344
259	H18. 8. 31		52,000	0.15	34	0	0	-294,222	-1,128	-3,250	-297,472

別紙計算書

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額	元利金(マケ付は 過払元利金)
260	H18. 10. 12		54,000	0.15	42	0	0	-348,222	-1,692	-4,942	-353,164
261	H18. 11. 21		52,000	0.15	40	0	0	-400,222	-1,908	-6,850	-407,072
262	H18. 11. 24	13,000		0.15	3	0	0	-394,236	-164	0	-394,236
263	H18. 12. 27		52,000	0.15	33	0	0	-446,236	-1,782	-1,782	-448,018
264	H19. 1. 24		52,000	0.15	28	0	0	-498,236	-1,711	-3,493	-501,729
265	H19. 1. 25	22,000		0.15	1	0	0	-479,797	-68	0	-479,797
266	H19. 3. 9		57,000	0.15	43	0	0	-536,797	-2,826	-2,826	-539,623
267	H19. 4. 20		54,000	0.15	42	0	0	-590,797	-3,088	-5,914	-596,711
268	H19. 6. 7		62,000	0.15	48	0	0	-652,797	-3,884	-9,798	-662,595
269	H19. 7. 11		52,000	0.15	34	0	0	-704,797	-3,040	-12,838	-717,635
270	H19. 7. 18	10,000		0.15	7	0	0	-704,797	-675	-3,513	-708,310
271	H19. 8. 21		53,000	0.15	34	0	0	-757,797	-3,282	-6,795	-764,592
272	H19. 9. 29		52,000	0.15	39	0	0	-809,797	-4,048	-10,843	-820,640
273	H19. 11. 9		53,000	0.15	41	0	0	-862,797	-4,548	-15,391	-878,188
274	H19. 11. 11	3,000		0.15	2	0	0	-862,797	-236	-12,627	-875,424
275	H19. 12. 11		52,000	0.15	30	0	0	-914,797	-3,545	-16,172	-930,969
276	H20. 1. 6	10,000		0.15	26	0	0	-914,797	-3,256	-9,428	-924,225
277	H20. 1. 21		53,000	0.15	15	0	0	-967,797	-1,874	-11,302	-979,099
278	H20. 2. 12	2,000		0.15	22	0	0	-967,797	-2,908	-12,210	-980,007
279	H20. 3. 7		59,000	0.15	24	0	0	-1,026,797	-3,173	-15,383	-1,042,180
280	H20. 4. 14		52,000	0.15	38	0	0	-1,078,797	-5,330	-20,713	-1,099,510
281	H20. 5. 21		50,000	0.15	37	0	0	-1,128,797	-5,452	-26,165	-1,154,962
282	H20. 6. 24		52,000	0.15	34	0	0	-1,180,797	-5,243	-31,408	-1,212,205
283	H20. 6. 26	14,000		0.15	2	0	0	-1,180,797	-322	-17,730	-1,198,527
284	H20. 7. 30		52,000	0.15	34	0	0	-1,232,797	-5,484	-23,214	-1,256,011
285	H20. 8. 30		40,000	0.15	31	0	0	-1,272,797	-5,220	-28,434	-1,301,231
286	H20. 9. 25	6,000		0.15	26	0	0	-1,272,797	-4,620	-26,954	-1,299,751
287	H20. 10. 6		52,000	0.15	11	0	0	-1,324,797	-1,912	-28,866	-1,353,663
288	H20. 11. 11		52,000	0.15	36	0	0	-1,376,797	-6,515	-35,381	-1,412,178
289	H20. 11. 14	8,000		0.15	3	0	0	-1,376,797	-564	-27,945	-1,404,742
290	H20. 12. 16		52,000	0.15	32	0	0	-1,428,797	-6,018	-33,963	-1,462,760
291	H20. 12. 26	10,000		0.15	10	0	0	-1,428,797	-1,951	-25,914	-1,454,711
292	H21. 1. 21		52,000	0.15	26	0	0	-1,480,797	-5,086	-31,000	-1,511,797
293	H21. 2. 26		52,000	0.15	36	0	0	-1,532,797	-7,302	-38,302	-1,571,099
294	H21. 3. 14	10,000		0.15	16	0	0	-1,532,797	-3,359	-31,661	-1,564,458
295	H21. 4. 3		52,000	0.15	20	0	0	-1,584,797	-4,199	-35,860	-1,620,657
296	H21. 5. 7		52,000	0.15	34	0	0	-1,636,797	-7,381	-43,241	-1,680,038
297	H21. 6. 12		52,000	0.15	36	0	0	-1,688,797	-8,071	-61,312	-1,740,109
298	H21. 7. 17		50,000	0.15	35	0	0	-1,738,797	-8,096	-69,408	-1,798,205
299	H21. 8. 21		52,000	0.15	35	0	0	-1,790,797	-8,336	-67,744	-1,858,541
300	H21. 9. 25		52,000	0.15	35	0	0	-1,842,797	-8,586	-76,330	-1,919,127
301	H21. 10. 30		52,000	0.15	35	0	0	-1,894,797	-8,835	-85,165	-1,979,962
302	H21. 12. 4		52,000	0.15	35	0	0	-1,946,797	-9,084	-94,249	-2,041,046
303	H22. 1. 6	55,000		0.15	33	0	0	-1,946,797	-8,800	-48,049	-1,994,846
304	H22. 1. 8		52,000	0.15	2	0	0	-1,998,797	-533	-48,582	-2,047,379
305	H22. 2. 19		54,000	0.15	42	0	0	-2,052,797	-11,499	-60,081	-2,112,878
306	H22. 3. 27		46,000	0.15	36	0	0	-2,098,797	-10,123	-70,204	-2,169,001
307	H22. 5. 6		52,000	0.15	40	0	0	-2,150,797	-11,500	-81,704	-2,232,501
308	H22. 6. 10		52,000	0.15	35	0	0	-2,202,797	-10,312	-92,016	-2,294,813
309	H22. 7. 15		52,000	0.15	35	0	0	-2,254,797	-10,561	-102,577	-2,357,374
310	H22. 8. 21		52,000	0.15	37	0	0	-2,306,797	-11,428	-114,006	-2,420,802
311	H22. 9. 28		52,000	0.15	38	0	0	-2,358,797	-12,007	-126,012	-2,484,809
312	H22. 11. 19		66,000	0.15	52	0	0	-2,424,797	-16,802	-142,814	-2,567,611

別紙計算書

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額	元利金(マケスは 過払元利金)
313	H22.12.25		52,000	0.15	36	0	0	-2,476,797	-11,957	-154,771	-2,631,568
314	H23.3.23		40,000	0.15	88	0	0	-2,516,797	-29,857	-184,628	-2,701,425
315	H23.4.25		40,000	0.15	33	0	0	-2,556,797	-11,377	-196,006	-2,752,802
316	H23.5.24		40,000	0.15	29	0	0	-2,596,797	-10,157	-206,162	-2,802,959
317	H23.6.24		40,000	0.15	31	0	0	-2,636,797	-11,027	-217,189	-2,853,986
318	H23.7.25		40,000	0.15	31	0	0	-2,676,797	-11,197	-228,386	-2,905,183
319	H23.8.24		40,000	0.15	30	0	0	-2,716,797	-11,000	-239,386	-2,956,183
320	H23.9.22		40,000	0.15	29	0	0	-2,756,797	-10,792	-250,178	-3,006,975
321	H23.10.25		40,000	0.15	33	0	0	-2,796,797	-12,462	-282,640	-3,059,437
322	H23.11.25		40,000	0.15	31	0	0	-2,836,797	-11,876	-274,516	-3,111,313
323	H23.12.26		40,000	0.15	31	0	0	-2,876,797	-12,046	-286,562	-3,163,359
324	H24.1.24		40,000	0.15	29	0	0	-2,916,797	-11,402	-297,964	-3,214,761
325	H24.2.27		4	0.15	34	0	0	-2,916,801	-13,547	-311,611	-3,228,312
326	H24.2.27		40,000	0.15	0	0	0	-2,956,801	0	-311,511	-3,268,312
327	H24.3.26		40,000	0.15	28	0	0	-2,996,801	-11,310	-322,821	-3,319,622
328	H24.4.23		40,000	0.15	28	0	0	-3,036,801	-11,463	-334,284	-3,371,085
329	H24.5.22		40,000	0.15	29	0	0	-3,076,801	-12,031	-346,315	-3,423,116
330	H24.6.22		40,000	0.15	31	0	0	-3,116,801	-13,030	-359,345	-3,476,146
331	H24.7.23		40,000	0.15	31	0	0	-3,156,801	-13,199	-372,544	-3,529,345
332	H24.8.23		40,000	0.15	31	0	0	-3,196,801	-13,368	-385,912	-3,582,713
333	H24.9.24		40,000	0.15	32	0	0	-3,236,801	-13,975	-399,887	-3,636,688
334	H24.10.23		40,000	0.15	29	0	0	-3,276,801	-12,823	-412,710	-3,689,511
335	H24.11.21			0.15	29	0	0	-3,276,801	-12,981	-425,691	-3,702,492

これは正本である。

平成 25 年 10 月 29 日

大分地方裁判所民事第 1 部

裁判所書記官 森林由紀

